

○新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例施行規則

平成27年3月31日

規則第12号

(趣旨)

第1条 この規則は、新城市新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票条例（平成27年新城市条例第29号。以下「条例」という。）第18条の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(投票資格者名簿の調製)

第2条 市長は、投票資格者名簿（条例第4条第3項の規定による告示の日の前日現在（投票資格者の年齢については、住民投票の期日現在）の投票資格者を登録した名簿をいう。以下同じ。）を調製しなければならない。

2 前項の規定により調製する投票資格者名簿には、投票資格者の氏名、住所、性別及び生年月日を記載するものとする。

3 投票資格者名簿は、第5条の規定により設ける投票区ごとに編製しなければならない。

4 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をしたときは、条例第4条第3項の規定による告示の日の午前8時30分から午後5時までの間、投票資格者（投票資格者名簿に登録された者に限る。）からの申出に応じ、投票資格者名簿の抄本（当該申出を行った投票資格者が記載された部分に限る。）を閲覧させなければならない。

5 第1項の規定による登録に関し不服のある者は、条例第4条第3項の規定による告示の日の午前8時30分から午後5時までの間に文書をもって市長に異議を申し出ることができる。

6 市長は、前項の規定による異議の申出を受けた場合においては、その異議の申出を受けた日から7日以内にその異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。この場合において、その申出を正当であると決定したときは、その異議の申出に係る者を速やかに投票資格者名簿に登録し、又は投票資格者名簿から抹消し、その旨を申出人及び関係人に通知し、その申出を正当でないとして決定したときは、速やかにその旨を申出人に通知しなければならない。

7 市長は、第1項の規定により投票資格者名簿の調製をした日後、当該調製の際に

投票資格者名簿に登録されるべき投票資格者で、かつ、引き続き投票資格者である者が投票資格者名簿に登録されていないことを知った場合には、その者を速やかに投票資格者名簿に登録しなければならない。

(投票資格者名簿の表示及び訂正等)

第3条 市長は、投票資格者名簿に登録されている者が死亡したことその他の理由により投票資格者でなくなったことを知ったときは、速やかに投票資格者名簿にその旨を表示するものとする。

(投票資格者名簿の抄本の閲覧等)

第4条 市長は、第2条第4項の規定による閲覧をさせるときは、条例第4条第3項の規定による告示の日の3日前までに閲覧の場所を告示するものとする。

(投票区)

第5条 住民投票における投票区の区域は、公職選挙法(昭和25年法律第100号)第17条第2項の規定により市選挙管理委員会が設ける投票区の区域とする。

(投票所)

第6条 住民投票における投票所(第12条に規定する期日前投票の投票所を含む。)の場所は、投票区ごとに市長の指定する場所とする。

(投票管理者及びその職務代理者)

第7条 住民投票における投票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から市長が選任する。ただし、市の区域の全部をその実施区域に含む選挙の期日と同じ日を住民投票の期日として住民投票を実施する場合(以下「同日実施の場合」という。)においては、当該選挙の投票管理者を当該住民投票の投票管理者とすることができる。

2 市長は、投票管理者に事故があった場合又は投票管理者が欠けた場合において、その職務を代理すべき者(以下「職務代理者」という。)を、当該住民投票の投票資格者の中からあらかじめ選任しておくものとする。ただし、同日実施の場合においては、当該選挙の投票管理者の職務を代理すべき者を当該住民投票の職務代理者とすることができる。

(投票立会人)

第8条 住民投票における投票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て、2人以上5人以下（期日前投票にあつては、2人）を市長が選任する。ただし、同日実施の場合においては、当該選挙の投票立会人を当該住民投票の投票立会人とすることができる。

（代理投票）

第9条 条例第7条第3項の規定による代理投票は、身体の故障又は文盲により、○の記号を自書することができない投票人が、投票管理者に申請することにより行わせなければならない。

（点字投票）

第10条 盲人である投票人は、条例第7条第4項の規定により点字投票を行おうとする場合においては、投票管理者に対して、その旨を申し立てなければならない。この場合においては、投票管理者は、点字投票である旨の表示をした投票用紙を交付しなければならない。

2 前項に規定する点字投票である旨の表示をした投票用紙の様式は、別記様式のとおりとする。

3 第1項の規定による点字投票に関する記載については、公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）別表第1に規定する点字は文字とみなす。

4 第1項の規定による点字投票を行う場合において、投票人は、投票用紙に条例第2条に規定する住民投票の内容から1つを選択し、自ら記載しなければならない。この場合において、投票人は、別に定める住民投票の内容を略したものを記載することができるものとする。

（点字投票の無効投票）

第11条 前条の規定により行った点字投票が、次の各号のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- (1) 所定の投票用紙を用いないもの
- (2) 住民投票の内容以外の事項を記載したもの
- (3) 住民投票の内容のほか、他事を記載したもの
- (4) 住民投票の内容のいずれも記載したもの

(5) 住民投票の内容のいずれを記載したか判別し難いもの

(6) 白紙投票

(期日前投票)

第12条 条例第8条第2項の規定による期日前投票は、住民投票の当日に公職選挙法第48条の2第1項各号に掲げる事由のいずれかに該当すると見込まれる投票人が、当該住民投票に係る条例第4条第3項に規定する告示の日の翌日から住民投票の期日の前日までの間、期日前投票の投票所において行わなければならない。

(不在者投票)

第13条 条例第8条第2項の規定による不在者投票は、前条に規定する投票人が、不在者投票管理者の管理する投票を記載する場所において、投票用紙に投票の記載をし、これを封筒に入れて不在者投票管理者に提出する方法により行わなければならない。

2 不在者投票管理者は、公職選挙法施行令第55条第2項、第3項及び第4項第2号の規定の例により置く。この場合において、同条第2項及び第4項第2号中「労災リハビリテーション作業所の長」とあるのは、「労災リハビリテーション作業所の長であって、その承諾を得たもの」とする。

3 前2項の規定によるほか、不在者投票は、前条に規定する投票人のうち公職選挙法第49条第2項に規定する身体に重度の障害がある者に該当するものが、その現在する場所において投票用紙に投票の記載をし、これを同項に規定する郵便等により送付する方法により行わなければならない。

(投票記載所の掲示)

第14条 市長は、住民投票の当日、投票所内の投票の記載をする場所その他適当な箇所に条例第2条に規定する住民投票の内容を掲示するものとする。

2 市長は、条例第4条第3項の規定による告示の日の翌日から住民投票の期日の前日までの間、期日前投票の投票所又は公職選挙法施行令第55条第3項の規定の例により置かれる不在者投票管理者が管理する不在者投票の投票を記載する場所内の適当な箇所に条例第2条に規定する住民投票の内容を掲示するものとする。

(開票所)

第15条 住民投票における開票所の場所は、市長の指定する場所とする。

(同日実施の場合の開票所)

第16条 同日実施の場合における前条に規定する市長の指定する場所は、当該選挙の開票所と同じ場所とする。ただし、特別の事情がある場合は、この限りでない。

(開票管理者及び開票立会人)

第17条 第15条に規定する開票所に開票管理者及び開票立会人を置く。

2 前項の規定により開票所に置く開票管理者は、当該住民投票の投票資格者の中から市長が選任する。

3 前項の規定により開票所に置く開票立会人は、当該住民投票の投票資格者の中から、本人の承諾を得て3人以上5人以下を市長が選任する。

(投票の点検)

第18条 開票管理者は、開票立会人とともに、当該住民投票における各投票所及び期日前投票の投票所の投票を混同して、投票を点検しなければならない。

2 開票管理者は、前項の規定による投票の点検が終わったときは、速やかにその結果を市長に報告しなければならない。

(複数の住民投票の同時実施)

第19条 複数の住民投票を同時に行う場合における投票及び開票の順序は、市長が定める。

2 複数の住民投票を同時に行う場合においては、第17条に規定するものを除くほか、投票及び開票に関する規定は、各住民投票を通じて適用する。

(選挙等の例による事項)

第20条 条例、この規則及び次条の規定に基づき市長が定めるもの並びに地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条の2の規定により市長の権限に属する住民投票の事務の一部が委任された市選挙管理委員会及びその委員長が別に定めるもののほか、投票資格者名簿、投票又は開票に関しては、それぞれその性質に反しない限り、公職選挙法に規定する選挙人名簿、投票又は開票の例による。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(失効)
- 2 この規則は、住民投票の期日の翌日から起算して90日を経過した日にその効力を失う。

別記様式（第10条関係）

<p>新庁舎建設における現計画の見直しを問う住民投票</p> <p>印</p>	<p>年執行</p>	<p>記入欄</p>	<p>○ 注意</p> <p>一 新庁舎建設における現計画の見直しについて、住民投票の内容のいずれかを記入欄に書くこと。</p> <p>二 住民投票の内容以外は、書かないこと。</p>	<p>点 字 投 票</p>
---	------------	------------	--	----------------------------

- 備考
- 1 投票用紙の色は、あさぎ色とし、文字の印刷の色は、黒色とする。
 - 2 投票用紙の規格は、縦125ミリメートル、横180ミリメートルとする。
 - 3 投票用紙に押すべき印は、刷込式とする。